

○四国地方整備局告示第142号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年12月25日

四国地方整備局長 足立 敏之

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道八倉松前線改築工事（永田局部改良）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県伊予郡松前町大字永田字銭塚地内

2 使用の部分 愛媛県伊予郡松前町大字永田字銭塚地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県伊予郡松前町大字永田字銭塚地内の延長39mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道八倉松前線改築工事（永田局部改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道八倉松前線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき愛媛県知事が県道に認定した路線であり、愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の管理者であることなどから、愛媛県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県伊予市八倉を起点とし、同県伊予郡松前町北伊予及び筒井を経由して、松前町浜に至る総延長5.7kmの路線であり、同町の産業及び日常生活を支える幹線道路である。

本路線沿線には、松前町役場をはじめ総合文化センター、小・中学校等の公

共施設が存するほか、平成20年には県下最大級のショッピングセンターが進出するなど、本路線の重要度は高まっている状況にある。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が4.1mと狭小で、幅1.0mの仮設の自転車歩行車道しか設置されていないことから、歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）はすれ違いができず、車道の通行を余儀なくされるなど安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。特に、本件区間周辺には松前町立北伊予小学校、北伊予中学校及び愛媛県立伊予高等学校が存することから、現道は通学路の指定を受け、登下校に利用されているが、歩行者等の中には仮設の自転車歩行車道の通行を避け、車道を通行する者も多く、交通事故の危険性が高い状況となっている。

一方、本件区間の車道は、下り車線が欠けた1車線の道路となっており、すれ違いが困難であることから、通行車両の3台に1台はすれ違い待ちや徐行運転を余儀なくされ、朝夕の通勤、通学時間帯を中心に交通混雑が発生し、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

起業者が行った調査によると、起業地地点における自動車交通量は、平成17年度で7,962台/日、平成20年度で9,177台/日となっている。

本件事業の完成により、自転車歩行車道を備えた2車線の道路が整備されることから、歩行者等の交通が自動車交通と分離され、安全な通行が確保されるとともに、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、自動車の安全かつ円滑な交通が確保されることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと判断している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保及び交通混雑の緩和等を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、現道を自転車歩行車道を備えた2車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められ

る。

また、本件事業のルートについては、下り車線側拡幅案（以下「申請案」という。）及び上り車線側拡幅案の2案で検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、取得面積が少なく支障物件がないこと、工事期間が短く地域社会に与える影響が小さいこと、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は、道路幅員が狭小で、歩行者等が危険にさらされており、自動車の安全で円滑な交通が妨げられていることから、できるだけ早期にこのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

また、松前町より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。